



Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第174号
令和6年1月5日
姫路市商工会

無料 法律相談 の開催 事業のトラブル解決

- 日時 令和6年 **2月21日** (水)
午後2時～午後4時
- 場所 姫路市商工会 本所 秘密厳守
※相談希望の方は、事前に電話予約を！
☎ (079) 336-1368

無料 税務相談 の開催 税務関係の事例についての確にアドバイス

- 日時 令和6年 **1月10日** (水)
午後2時～午後4時
- 場所 姫路市商工会 本所 秘密厳守
※相談希望の方は、事前に電話予約を！
☎ (079) 336-1368

《決算説明会開催のお知らせ》

確定申告に向けた決算説明会を、姫路税務署の職員を招いて開催いたします。
ご都合の良い日時、場所で出席いただきますよう、ご案内申し上げます。

日時	1月26日(金) 14:00～	1月29日(月) 10:00～	1月29日(月) 13:30～
場所	家島支所	香寺支所	本所(夢前)

《確定申告のお知らせ》

令和5年分の所得税・消費税確定申告の時期が近づいてまいりました。
商工会では、下記の日程で税理士による確定申告相談を行いますので、お知らせいたします。

会場	本所(夢前)	家島支所	香寺支所	安富支所
時間	10時～16時	10時～16時	10時～16時	10時～16時
相談日	2/19(月)・27(火)・3/1(金) 3/4(月)・5(火)・7(木)・8(金)	2/27(火)・2/29(木) 3/6(水)・8(金)	2/19(月)・21(水)・27(火) 3/1(金)・4(月)・6(水)・7(木)・8(金)	2/20(火)・28(水) 3/7(木)



確定申告書を税務署に
提出する際には、その都度

- ◆マイナンバーの記載 と
- ◆本人確認書類の提示 または
写しの添付 が必要です。

(本人確認書類)

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
【ご本人のマイナンバーを確認できる書類】 ●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限り、) などのうちいずれか1つ	【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】 ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうちいずれか1つ

各支所(香寺・安富)開館日: 1月5日(金)・1月15日(月)

- 本所 〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 1434-15 TEL (079) 336-1368 FAX (079) 336-1130
- 家島支所 〒672-0102 姫路市家島町宮 1900 TEL (079) 325-0629 FAX (079) 325-2359
- 香寺支所 〒679-2151 姫路市香寺町香呂 204-1 TEL (079) 232-0570
- 安富支所 〒671-2401 姫路市安富町安志 1151 TEL (0790) 66-2696

◆電子帳簿保存法が改定されます

令和6年1月1日以降は電子帳簿保存法の改正により、電子取引情報の保存ルールが変わります。

保存方法は「可視性の確保」「真実性の確保」を満たす必要があります。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足
ただし「2年前の売上が5,000万円以下の方」または「データを日付及び取引先ごとに整理されている方」は、②の要件は不要

【真実性の確保】

不相当な訂正削除の防止に関する事務処理規定を制定し、遵守する。

【もっと詳しく知りたいときは？】

電子帳簿保存法の取扱い通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁のホームページの「電子帳簿保存法特設サイト」に掲載しています。

◆支所相談窓口のご案内

令和4年度より各支所（香寺支所・安富支所）1日・15日の開館日以外にも下記日程にて相談窓口

を開設します。お気軽にご利用ください。

【香寺支所】火曜日・金曜日 午前9時～12時 午後1時～4時

【安富支所】月曜日・木曜日 午前9時～12時 午後1時～4時

相談員：藤岡 泰造 氏

◆中小小規模事業者向けの経営相談窓口のご案内

相談内容：(例)事業再構築補助金や持続化補助金等の各種補助金申請、経営計画策定支援など

日 程：原則毎週水曜日 午前10時～12時 午後1時～3時 ※必ず事前予約をお願いします

会 場：姫路市商工会 本所・家島支所・香寺支所・安富支所 ※ZOOM等を利用した相談も可

相 談 員：中小企業診断士 荒木 慎吾 氏

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにない。

(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です。**

(1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。

はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

(2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め
- 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め

にそれぞれ応じることができるようにしている場合

電子取引データを消さずに保存しつつ、税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるようにしておけばいいの。

そのとおりです。ご対応をよろしくお願いします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。

こちらより特設サイトにアクセス出来ます

